

令和 3 年度
札幌市工事請負契約に係る
労働者賃金実態調査の手引き

令和 3 年 9 月

札幌市

目 次

工事請負契約に係る労働者賃金実態調査へのご協力についてのお願い	P 1
1 調査対象労働者の範囲について	P 2
2 調査対象賃金等について	P 2
3 基準内手当・基準外手当の区分について	P 4
4 提出資料について	P 7
5 調査票の作成方法について	P 7
6 調査票の提出方法について	P 8
7 提出期限について	P 8
8 お問い合わせ先	P 8
◇ 「労働者支払賃金調査票」項目の記入方法について	P 9
◇ 調査対象職種の定義・作業内容	P 17
◇ 労働者支払賃金調査票【記載例】	P 23

工事請負契約に係る労働者賃金実態調査への ご協力についてのお願い

本調査は、札幌市で発注している工事の従事者の賃金実態を調査し、労働者の労働環境の改善に資する入札・契約制度の改善の検討を行うための基礎資料とするための調査です。

貴社で請け負われた工事が調査の対象となった場合には、請負契約に基づき、調査にご協力いただくとともに、下請企業の方に対してもご協力いただきますよう、周知をお願いいたします。

本手引きは、調査票への記入方法等を説明した資料であり、調査票の調査項目の記入方法や記入例をご覧いただくことで、記入できるよう作成しております。

本市発注の工事に従事する労働者の賃金実態を適正に把握するため、本手引きの説明をご確認の上、調査票の記入・提出をお願いいたします。

調査票の作成に当たっては、調査票に記載される労働者から、事前に調査票に記載することの同意を得てください。

なお、本調査によって収集されたデータは、本調査の目的外に使用することはありません。

令和3年9月

札幌市財政局管財部契約管理課

1 調査対象労働者の範囲について

調査対象工事に従事する者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に定める労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種（10ページ参照。下請企業が雇用した者も含みます。）の仕事のいずれかに携わる者が対象となります。なお、調査月（令和3年10月）中に、調査対象以外の工事も含め賃金の支払いを受けていない者は、調査の対象となりません。

(労働基準法)

第9条 この法律で「労働者」とは、職種の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

また、以下のいずれかに該当する労働者は調査の対象となりません。

【調査対象労働者に該当しない方】

労働者	説明等
企業の役員	原則は、調査対象としません。 役員としての所得と労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金の水準が企業で雇用している同種職の他労働者と特に違わない場合に限り、労働者としての賃金部分が調査対象となります。
現場技術者	現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等
工事に直接携わらない労働者	事務員、給食担当者等
外国人研修生・技能実習生	—
見習い・手元等	—
年金等受給に伴い、日あたり賃金を調整している労働者	—

注) 建設会社との雇用契約によらず請負契約（経費込み）による者など、賃金を経費（材料費、機械経費など）込みで受け取っている者、いわゆる「一人親方」について、賃金と経費が分離できない場合は、調査対象外となります。なお、賃金と経費が分離できる場合は、調査対象となります。

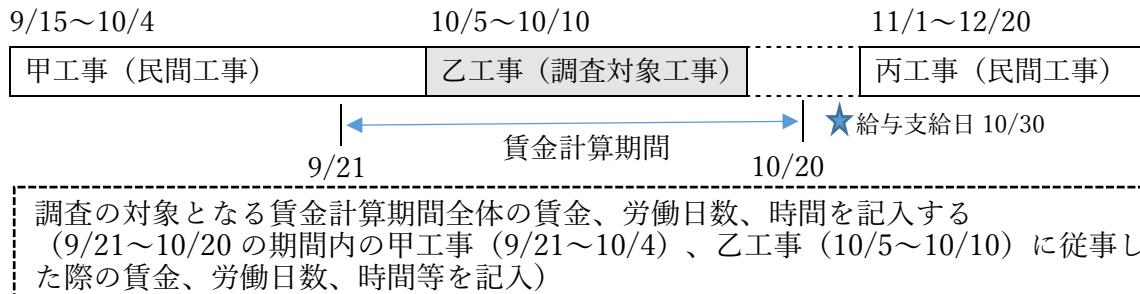
2 調査対象賃金等について

調査月（令和3年10月）中に支払われた賃金等を調査の対象とします。
労働日数の関係から、調査月に1か月分に満たない賃金が支給された場合も対象となります（※1日でも従事した労働者は対象となります。）。

また、調査対象工事に従事する方が、令和3年10月支給分に関して調査対象工事以外の工事（民間発注工事や他の公共工事）に従事している場合でも、10月支給分に係る調査対象以外の工事の賃金、労働日数、時間等について調査票の記入が必要となります。

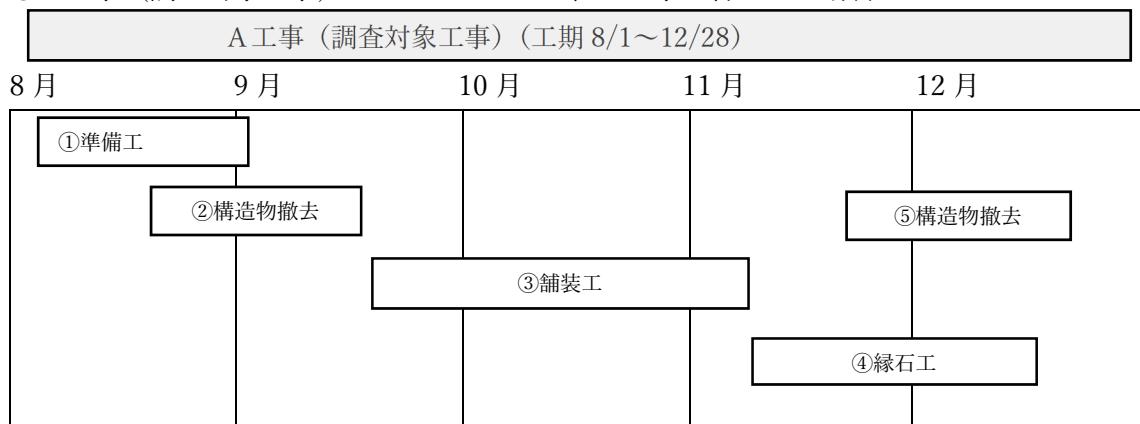
参考 1

- 10月支給対象期間に調査対象以外の工事及び調査対象工事に従事している場合
例) 9/15～10/4 に甲工事、10/5～10/10 に調査対象の乙工事、11/1～12/20 に丙工事に従事（10月の給与支給日 10/30、賃金計算期間 9/21～10/20）



参考 2

- A工事（調査対象工事）において5つの工種で工事が行われる場合



3 基準内手当・基準外手当の区分について

調査票に記入する基準内手当は、下記(1)-イのとおりです。時間外手当、休日手当、夜間手当などの基準外手当（下記(2)）は、様式3「左記以外の手当等」欄に計上してください。

手当の基準内・基準外の区分については、名称により判断するのではなく、支給基準や支給実態等により判断してください。

※各手当等の詳細は、国土交通省HPに掲載されている、公共事業労務費調査連絡協議会「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内、基準外の区分に準じています。

※基準内手当・基準外手当の判断については、「公共事業労務費調査の手引き」7 基準内手当・基準外手当の区分、及び「基準内・外手当について（逆引き）」を参照願います。

【参考】国土交通省ホームページ

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>公共事業労務費調査（令和2年10月調査）のご案内
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

(1) 基準内手当等（支払賃金に含まれるもの）

ア 基本給相当額

基本給（定額給）又は出来高給

イ 基準内手当

（ア）補助的手当として…家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住居手当等

（イ）任務・能力・就労奨励手当として…現場手当、役付手当、技能手当、有給休暇手当（日給制の場合）、精勤手当等

ウ 臨時の給与

年間賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金（燃料手当、結婚、出産、傷病等に対する見舞金）等

※ 臨時の給与に関しては、10月の賃金支払日を基準として過去1年の間（令和2年11月～令和3年10月）に貴社が支払った臨時の給与の合計額を12か月で除し、1か月当たりの額を様式3「臨時の給与」欄に記入する必要があります。

エ 実物給与

通勤用定期券、回数券、食事の支給等

(2) 基準外手当（支払賃金に含まれないもの）

時間外手当、休日手当、夜間手当の他、以下に掲げるもの。

ア 特殊な労働に対する手当

各職種の労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当

イ 割増賃金の代替としての手当

時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替としての手当

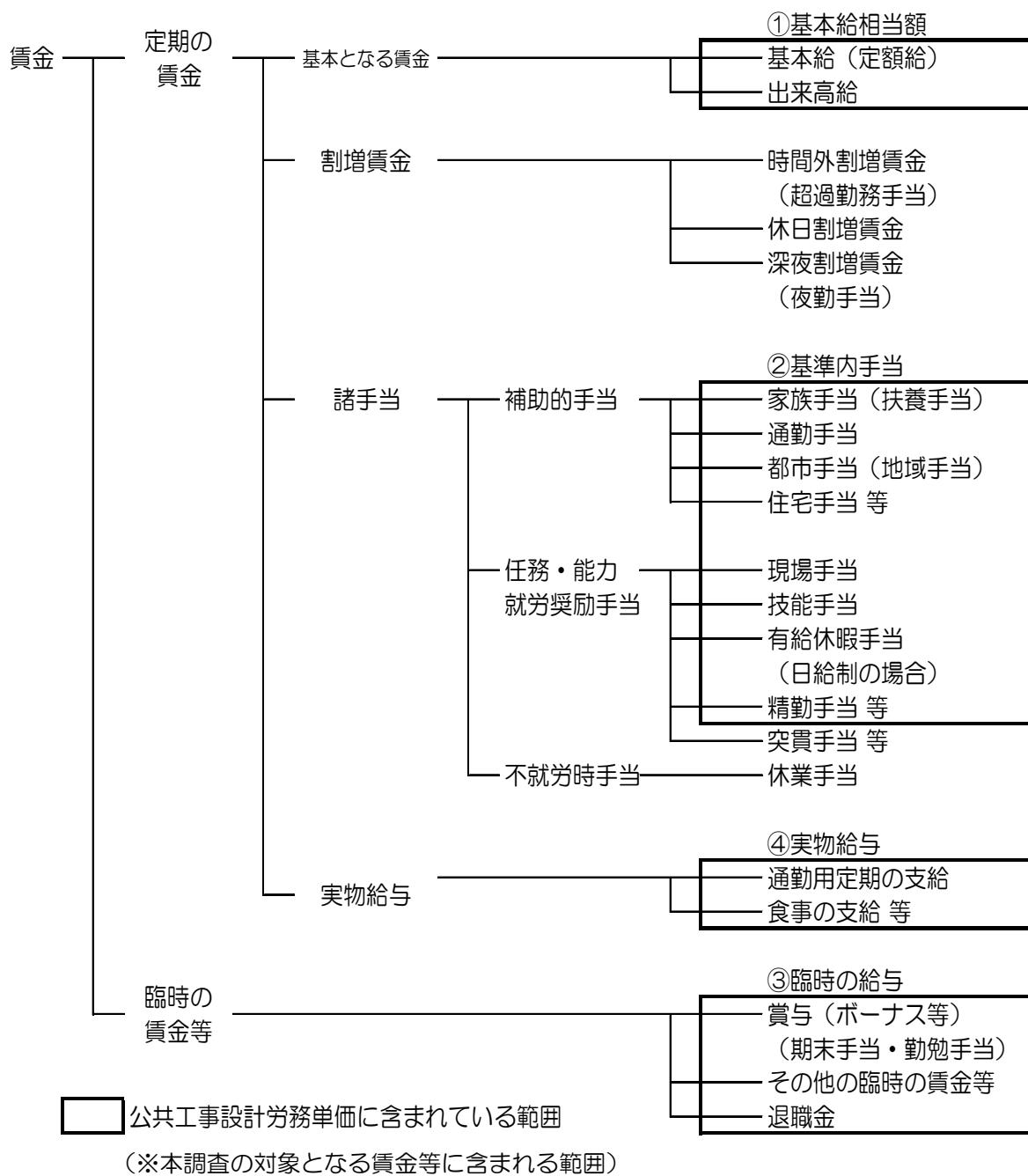
ウ 休業手当

労働者を休業させた場合に支払った手当（ただし、悪天候等の不可抗力による休業および週休2日の導入等に伴う休業に対する手当は基準内手当になります。）

エ 本来は経費に当たる手当

労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当

○公共工事設計労務単価の構成



4 提出資料について

労働者支払賃金調査票（様式3）を提出願います。（22ページ参照）

なお、調査票（エクセルファイル）については、下記の札幌市契約管理課ホームページからダウンロードしてご利用ください。

札幌市契約管理課ホームページ

労働者支払賃金調査票（様式3）

（URL: <http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/tingintyosa/documents/tingintyosa-tyousahyou.xls>）

※この様式により難い場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

5 調査票の作成方法について

調査票には、調査月（10月）に支払われる賃金を基準として、各調査対象労働者の月間労働日数や労働時間、賃金等の内訳を入力します。

個々の労働者を示す、労働者記号の欄には、「A」、「B」、「C」などの記号を用いて表示してください。また、施工途中で従事しなくなった労働者についても、調査票に記入してください。

詳細は、9ページ（◇「労働者支払賃金調査票」項目の記入方法について）を参照願います。

【留意点】

(1) 「施工体系図」等の提出について

元請企業は、「施工体系図」等を提出した後、下請企業が変更となつた場合は、変更の都度、財）契約管理課へ変更後の「施工体系図」等を提出願います。また、追加となつた下請企業に対しても賃金実態調査に応ずるよう周知願います。

(2) 電話による照会について

賃金台帳および給与明細書等の添付は必要ありませんが、公共工事設計労務単価より著しく低い賃金が記入されているもの等については、電話等で確認させていただくことがあります。

(3) 個人事業主（一人親方）について

個人事業主（一人親方）のうち、資材を調達せず、かつ、機械を持ち込まない場合は、実質的に日給制の労働者となりますので、調査票の作成と提出が必要になります。

（P2 【調査対象労働者に該当しない方】の注意書きに留意願います。）

6 調査票の提出方法について

原則、電子メールにて調査票（エクセルファイル）を提出してください。
なお、ファイル名及びメールの件名は以下のとおりとしてください。

- (1) ファイル名：「労働者支払賃金調査票（〇〇〇株式会社）」
※下請企業の方についても、調査票は、企業ごとに作成し、
カッコ内には企業名を入れてください。
- (2) メール件名：「労働者支払賃金調査票（〇〇〇株式会社）」
- (3) 送付先アドレス：keiyakukanri2@city.sapporo.jp

7 提出期限について

令和3年12月10日（金）までに、提出してください。
(郵送の場合は、令和3年12月10日必着)。

8 お問い合わせ先

調査票の記入内容に関する相談等は、下記担当課までお問い合わせください
ますようお願いいたします。

札幌市財政局管財部契約管理課（工事契約担当）

所在地：〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎14階南）

電話：011-211-2442

◇ 「労働者支払賃金調査票」項目の記入方法について

項 目	記 入 方 法
調査票の記入日	・調査票を記入した日を記入してください。
賃金支払日	・10月中に、賃金が支払われた日を記入してください。
上記支払日の計算期間	・上記に記入した賃金支払日の計算期間を記入してください。
商号又は名称 代表者名	・貴社の名称及び代表者を記入してください。
所在地又は住所	・貴社の所在地を記入してください。
作成者氏名 所属部署 電話番号 FAX番号	・作成者氏名及び所属部署、連絡先を記入してください（記入内容について、不明な点があった場合、電話にて照会させていただく場合がありますので、実際に作成した方を記入してください）。
工事名	・札幌市発注の工事名を記入してください。（下請も同様）
元請・下請の別	・調査対象工事における、「元請」、「下請」のどちらかを選択し、下請の場合は下請次数を記入してください。
質問1、質問2（就業規則の作成の有無など）	・「はい」又は「いいえ」のどちらかを選択してください。
労働者記号	・貴社に属して直接従事するすべての調査対象労働者について記入してください。 ・個人名の代わりとして、「A」、「B」などの記号を記入してください（個人名の記入は、必要ありません。）。
年齢	・令和3年10月1日現在の満年齢を記入してください。
従事職種	・調査対象労働者が現に従事している職種について、10ページの「【職種一覧】（公共工事設計労務単価にある51職種）」から該当する職種名を選択し、その番号を記入してください。 ・従事職種が複数となる場合は、調査対象工事の調査月において最も多く従事した職種を選択してください。 ※調査対象労働者の範囲は、国土交通省HPに掲載されている「公共事業労務費調査連絡協議会「公共事業労務費調査の手引き」で区分される51職種が対象となります。

項目	記入方法																																																																																																																		
従事職種	<ul style="list-style-type: none"> 従事職種は、実際に携わった仕事に見合った職種を選択することが必要です。職種を選ぶ際は、「定義・作業内容（16ページ参照）」を確認の上、記入願います。 例えば、鉄筋組立工事の職種の分類例としては、「鉄筋工」、「普通作業員」「軽作業員」が考えられますので、実際に携わった仕事の内容にそって選択してください。 <p style="text-align: center;">【職種一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>職種名</th><th>番号</th><th>職種名</th><th>番号</th><th>職種名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>特殊作業員</td><td>19</td><td>トンネル特殊工</td><td>37</td><td>はつり工</td></tr> <tr><td>2</td><td>普通作業員</td><td>20</td><td>トンネル作業員</td><td>38</td><td>防水工</td></tr> <tr><td>3</td><td>軽作業員</td><td>21</td><td>トンネル世話役</td><td>39</td><td>板金工</td></tr> <tr><td>4</td><td>造園工</td><td>22</td><td>橋りょう特殊工</td><td>40</td><td>タイル工</td></tr> <tr><td>5</td><td>法面工</td><td>23</td><td>橋りょう塗装工</td><td>41</td><td>サッシ工</td></tr> <tr><td>6</td><td>とび工</td><td>24</td><td>橋りょう世話役</td><td>42</td><td>屋根ふき工</td></tr> <tr><td>7</td><td>石工</td><td>25</td><td>土木一般世話役</td><td>43</td><td>内装工</td></tr> <tr><td>8</td><td>ブロック工</td><td>26</td><td>高級船員</td><td>44</td><td>ガラス工</td></tr> <tr><td>9</td><td>電工</td><td>27</td><td>普通船員</td><td>45</td><td>建具工</td></tr> <tr><td>10</td><td>鉄筋工</td><td>28</td><td>潜水士</td><td>46</td><td>ダクト工</td></tr> <tr><td>11</td><td>鉄骨工</td><td>29</td><td>潜水連絡員</td><td>47</td><td>保温工</td></tr> <tr><td>12</td><td>塗装工</td><td>30</td><td>潜水送気員</td><td>48</td><td>建築ブロック工</td></tr> <tr><td>13</td><td>溶接工</td><td>31</td><td>山林砂防工</td><td>49</td><td>設備機械工</td></tr> <tr><td>14</td><td>運転手(特殊)</td><td>32</td><td>軌道工</td><td>50</td><td>交通誘導 警備員A</td></tr> <tr><td>15</td><td>運転手(一般)</td><td>33</td><td>型わく工</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>潜かん工</td><td>34</td><td>大工</td><td>51</td><td>交通誘導 警備員B</td></tr> <tr><td>17</td><td>潜かん世話役</td><td>35</td><td>左官</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>さく岩工</td><td>36</td><td>配管工</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	1	特殊作業員	19	トンネル特殊工	37	はつり工	2	普通作業員	20	トンネル作業員	38	防水工	3	軽作業員	21	トンネル世話役	39	板金工	4	造園工	22	橋りょう特殊工	40	タイル工	5	法面工	23	橋りょう塗装工	41	サッシ工	6	とび工	24	橋りょう世話役	42	屋根ふき工	7	石工	25	土木一般世話役	43	内装工	8	ブロック工	26	高級船員	44	ガラス工	9	電工	27	普通船員	45	建具工	10	鉄筋工	28	潜水士	46	ダクト工	11	鉄骨工	29	潜水連絡員	47	保温工	12	塗装工	30	潜水送気員	48	建築ブロック工	13	溶接工	31	山林砂防工	49	設備機械工	14	運転手(特殊)	32	軌道工	50	交通誘導 警備員A	15	運転手(一般)	33	型わく工			16	潜かん工	34	大工	51	交通誘導 警備員B	17	潜かん世話役	35	左官			18	さく岩工	36	配管工		
番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名																																																																																																														
1	特殊作業員	19	トンネル特殊工	37	はつり工																																																																																																														
2	普通作業員	20	トンネル作業員	38	防水工																																																																																																														
3	軽作業員	21	トンネル世話役	39	板金工																																																																																																														
4	造園工	22	橋りょう特殊工	40	タイル工																																																																																																														
5	法面工	23	橋りょう塗装工	41	サッシ工																																																																																																														
6	とび工	24	橋りょう世話役	42	屋根ふき工																																																																																																														
7	石工	25	土木一般世話役	43	内装工																																																																																																														
8	ブロック工	26	高級船員	44	ガラス工																																																																																																														
9	電工	27	普通船員	45	建具工																																																																																																														
10	鉄筋工	28	潜水士	46	ダクト工																																																																																																														
11	鉄骨工	29	潜水連絡員	47	保温工																																																																																																														
12	塗装工	30	潜水送気員	48	建築ブロック工																																																																																																														
13	溶接工	31	山林砂防工	49	設備機械工																																																																																																														
14	運転手(特殊)	32	軌道工	50	交通誘導 警備員A																																																																																																														
15	運転手(一般)	33	型わく工																																																																																																																
16	潜かん工	34	大工	51	交通誘導 警備員B																																																																																																														
17	潜かん世話役	35	左官																																																																																																																
18	さく岩工	36	配管工																																																																																																																
兼務状況	<ul style="list-style-type: none"> 兼務していない場合は記入の必要はありません。 従事職種に記入した職種以外で、兼務として従事した職種があるときは、上記「職種一覧」から職種名を選択し、その番号を記入してください。 																																																																																																																		

項目	記入方法											
賃金支払形態	<p>・調査対象労働者の賃金支払形態について、下表から該当する番号を選択し、その番号を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>月給制</td></tr> <tr> <td>2</td><td>日給制（日給月給制を含む）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>時間給制</td></tr> <tr> <td>4</td><td>出来高給制</td></tr> </tbody> </table>		番号	内 容	1	月給制	2	日給制（日給月給制を含む）	3	時間給制	4	出来高給制
番号	内 容											
1	月給制											
2	日給制（日給月給制を含む）											
3	時間給制											
4	出来高給制											
労働日数	<p>・調査対象労働者の月間所定労働日数について、記入してください。</p>											
月間所定労働日数	<p>・該当労働者の月間所定労働日数（賃金計算期間の労働日数）を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃金支払形態</th><th>記入する所定内労働日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日給制（日給月給制及び時間給制を含む）又は出来高給制の労働者</td><td> <p>会社が定めている所定労働日のうち、実際に働いた日数（1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日を除く。）</p> <p>注1) 所定労働時間フルには働いていない労働日があった場合でも、その日は1日として計算してください。</p> <p>注2) 振替によって所定労働日扱いとなつた休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなつた日は所定労働日から除いて計算してください。</p> </td></tr> <tr> <td>月給制の労働者</td><td> <p>会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。</p> <p>注1) 日給制又は出来高制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。</p> <p>注2) 悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。</p> <p>注3) 月給制で欠勤等による給与の差引きがない労働者については、欠勤日の合計を除く必要はありません。</p> </td></tr> </tbody> </table>		賃金支払形態	記入する所定内労働日数	日給制（日給月給制及び時間給制を含む）又は出来高給制の労働者	<p>会社が定めている所定労働日のうち、実際に働いた日数（1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日を除く。）</p> <p>注1) 所定労働時間フルには働いていない労働日があった場合でも、その日は1日として計算してください。</p> <p>注2) 振替によって所定労働日扱いとなつた休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなつた日は所定労働日から除いて計算してください。</p>	月給制の労働者	<p>会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。</p> <p>注1) 日給制又は出来高制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。</p> <p>注2) 悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。</p> <p>注3) 月給制で欠勤等による給与の差引きがない労働者については、欠勤日の合計を除く必要はありません。</p>				
賃金支払形態	記入する所定内労働日数											
日給制（日給月給制及び時間給制を含む）又は出来高給制の労働者	<p>会社が定めている所定労働日のうち、実際に働いた日数（1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日を除く。）</p> <p>注1) 所定労働時間フルには働いていない労働日があった場合でも、その日は1日として計算してください。</p> <p>注2) 振替によって所定労働日扱いとなつた休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなつた日は所定労働日から除いて計算してください。</p>											
月給制の労働者	<p>会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。</p> <p>注1) 日給制又は出来高制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。</p> <p>注2) 悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。</p> <p>注3) 月給制で欠勤等による給与の差引きがない労働者については、欠勤日の合計を除く必要はありません。</p>											

項目	記入方法
本工事以外の従事の有無	<ul style="list-style-type: none"> 賃金計算期間内に、本工事以外に従事した場合は、「○」を入力してください。
有給休暇日数	<ul style="list-style-type: none"> 会社が定めている所定労働日のうち、調査対象労働者が賃金計算期間内に取得した、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日の日数を、記入してください。 <p>※振替によって休日を所定労働日扱いとした上で、有給休暇をとった場合は、当該日数を有給休暇日数に含めて計算してください。</p>

項目	記入方法	
労働時間 (月間所定労働時間)		
賃金支払形態	記入する所定内労働日数	
日給制（日給月給制及び時間給制を含む）又は出来高給制の労働者		<p>会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時刻から終業時刻までから休憩時間を除いた時間）の内、実際に働いた時間（有給休暇時間及び遅刻、早退等により労働しなかった時間を除く）の合計。</p> <p>注）振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。</p>
月給制の労働者		<p>会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時刻から終業時刻までから休憩時間を除いた時間）の合計から有給休暇時間及び欠勤時間の合計を除いた時間。</p> <p>注 1) 日給制又は出来高制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。</p> <p>注 2) 悪天候等により所定労働日に就労しなかった時間数も除いて計算してください。</p> <p>注 3) 月給制で欠勤等による給与の差引きがない労働者については、欠勤時間の合計を除く必要はありません。</p>

※【1日の労働時間の考え方】

例：始業時間：8時00分、終業時間：17時00分

休憩時間：10時00分と15時00分から各15分間と

12時00分から60分間

→上記ケースの労働時間は、「7時間30分」となります。

※なお、記入に当たっては、合計した時間の端数について、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。

120時間15分→「120.3」、160時間45分→「160.8」

項目	記入方法										
有給休暇時間数	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象労働者が、賃金計算期間内に取得した有給休暇の時間の合計を記入してください。 有給休暇を取得していなかった場合は「0」を記入してください。 <p>※なお、記入に当たっては、合計した時間の端数について、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。 4時間15分→「4.3」、12時間45分→「12.8」</p>										
賃金等の内訳	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象労働者に、月間所定労働日数に対する賃金支払日に実際に支払った賃金等の状況を記入してください。 <p>※賃金については、実際に支給された現金(振込)支給額ではなく、法定控除金(雇用保険料、健康保険料、年金保険料、所得税、住民税)を含んだ総額を記入してください。</p>										
時間給額	<ul style="list-style-type: none"> 賃金支払形態が時間給制の場合、時間給額を記入してください。(月給制、日給制、出来高制の場合は記入不要です。) 										
基本日額	<ul style="list-style-type: none"> 賃金支払形態が日給制(日給月給制を含む)の場合、日額を記入してください。(月給制、時間給制、出来高制の場合は記入不要です。) 										
月額(基本給相当額)	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象労働者の賃金支払形態により、下表のとおり記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>賃金支払形態</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間給制</td><td>時間給額に月間所定労働時間を乗じた金額を記入してください。</td></tr> <tr> <td>日給制</td><td>基本日額に月間所定労働日数を乗じた金額を記入してください。</td></tr> <tr> <td>月給制</td><td>月間所定労働日数の基本給相当額(定額)を記入してください。</td></tr> <tr> <td>出来高給制</td><td>月間所定労働日数の出来高額を記入してください。</td></tr> </tbody> </table>	賃金支払形態	内 容	時間給制	時間給額に月間所定労働時間を乗じた金額を記入してください。	日給制	基本日額に月間所定労働日数を乗じた金額を記入してください。	月給制	月間所定労働日数の基本給相当額(定額)を記入してください。	出来高給制	月間所定労働日数の出来高額を記入してください。
賃金支払形態	内 容										
時間給制	時間給額に月間所定労働時間を乗じた金額を記入してください。										
日給制	基本日額に月間所定労働日数を乗じた金額を記入してください。										
月給制	月間所定労働日数の基本給相当額(定額)を記入してください。										
出来高給制	月間所定労働日数の出来高額を記入してください。										

項目	記入方法						
基準内手当	<ul style="list-style-type: none"> 4ページの3-(1)「基準内手当等（支払賃金に含まれるもの）」のうち、月間所定労働日数中に支払われた家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当等及び現場手当、役付手当、技能手当、有給休暇手当（日給制の場合）、精勤手当等の合計額を記入してください。 						
臨時の給与	<ul style="list-style-type: none"> <u>1か月を超える期間ごとに支給される手当等</u>で、賞与（ボーナス等）やその他の臨時の賃金（燃料手当、結婚、出産、傷病等に対する見舞金）等を対象とします。 支給がない場合は「0」と記入してください。 調査対象労働者の従事期間により、下表のとおり記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務状況</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務期間が 1年以上</td><td>賃金支払日を基準として過去1年の間(令和2年11月～令和3年10月)に貴社が支払った臨時の給与の合計額を12か月で除し、1か月当たりの額を記入してください。</td></tr> <tr> <td>勤務期間が 1年未満</td><td>最初に勤務した日から賃金支払日までの間に貴社が支払った臨時の給与の合計額をその月数で除した額を記入してください。</td></tr> </tbody> </table>	勤務状況	内 容	勤務期間が 1年以上	賃金支払日を基準として過去1年の間(令和2年11月～令和3年10月)に貴社が支払った臨時の給与の合計額を12か月で除し、1か月当たりの額を記入してください。	勤務期間が 1年未満	最初に勤務した日から賃金支払日までの間に貴社が支払った臨時の給与の合計額をその月数で除した額を記入してください。
勤務状況	内 容						
勤務期間が 1年以上	賃金支払日を基準として過去1年の間(令和2年11月～令和3年10月)に貴社が支払った臨時の給与の合計額を12か月で除し、1か月当たりの額を記入してください。						
勤務期間が 1年未満	最初に勤務した日から賃金支払日までの間に貴社が支払った臨時の給与の合計額をその月数で除した額を記入してください。						
実物給与	<ul style="list-style-type: none"> 賃金支払日の計算期間内に支給した実物給付（通勤定期券、回数券、食事の支給等、通貨以外の物で賃金として支給した物）の合計を、通貨に換算して記入してください。 残業時の食事の支給や作業用具、作業被服等は対象外となります。 休憩時に支給した清涼飲料水などは、対象となります。 通勤用定期券について、1か月を超える期間（3か月、6か月等）ごとに支給している場合は、1か月当たりの額を算出して記入してください。 支払いがない場合は「0」と記入してください。 						

項目	記入方法
左記以外の手当等	<p>・ 4 ページの 3 -(2) 「基準外手当（支払賃金に含まれないもの）」のうち、月間所定労働日数に対して支払われた合計額を記入してください。</p> <p>具体的には次の手当となります。</p> <p>(1) 時間外手当、休日手当、夜間手当</p> <p>(2) 特殊な労働に対する手当</p> <p>各職種の労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当</p> <p>(3) 割増賃金の代替としての手当</p> <p>時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当</p> <p>(4) 休業手当</p> <p>労働者を休業させた場合に支払った手当（ただし、悪天候等の不可抗力による休業および週休 2 日の導入等に伴う休業に対する手当は基準内手当になります。）</p> <p>(5) 本来は経費に当たる手当</p> <p>労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく経費の負担に該当する手当</p>

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5 t未満のワインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p> <p>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p> <p>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
04 造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 <ul style="list-style-type: none"> a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置 ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの
05 法面工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 とび工	<ul style="list-style-type: none"> ①高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杣、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ワインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く） ②除染工事において、上記の作業を行うもの
07 石工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄筋工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
11 鉄骨工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗装工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>①重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレーブドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のワインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしままたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杣打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く） <p>②除染工事において、上記の作業を行うもの</p>
15 運転手（一般）	<p>①道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作 <p>②除染工事において、上記の作業を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
16 潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うものの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るもの）について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> a. PC橋の製作のうち、グラウト、シーズおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	①土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く） ②除染工事において、上記の作業を行うもの
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） <ul style="list-style-type: none"> ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 渔港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職種	定義・作業内容
28 潜水士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことという</p>
29 潜水連絡員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ

職種	定義・作業内容
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建工具	建工具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	①警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員 ②除染工事において、上記の作業を行うもの
51 交通誘導警備員B	①警備業者の警備員で、交通誘導警備員A 以外の交通の誘導に従事するもの ②除染工事において、上記の作業を行うもの

(参考)

職種	定義・作業内容
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

様式3 労働者支払賃金調査票

NO

調査票の記入日 令和3年11月10日		「工事名」 札幌市発注の工事名を記入する(下請の場合も同様) 令和3年10月25日			商号又は名称 ○○建設株式 代表者名 代表取締役 ○		「元請・下請の別」 どちらかにチェックを入れます 下請の場合は何次下請なのか数字を記入します 所在地 又は住所 札幌市 中央区		作成者氏名 ○○ ○○											
		令和3年9月11日～ 令和3年10月10日							所属部署 電話番号 FAX番号											
工事名		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事			元請・ 下請の別 <input type="checkbox"/> 元請 <input checked="" type="checkbox"/> 下請 <input type="checkbox"/> 3次下請		質問1 常時10人以上の労働者を使用していますか。 □ はい <input type="checkbox"/> いいえ													
労働者番号 (注1)		「従事職種」 主として従事した職種を選択してください (P9~10、16~20参照)			金 払 態	労働日数 月間所定 労働日数 (注3)		有給休暇 日数 (注4)		労働時間 月間所定 労働時間 (注5)		有給休暇 時間数 (注6)		時間給額 (注7)	基本日額 (注8)	月額(基本 給相当額) (注9)	基準内手当 (注10)	臨時の 給与	実物給与	左記以外 の手当等
1	A	1	21							168					364,900		「賃金支払形態により金額を記入してください(P13参照)」			
2	B	26	2		1	21				168					355,000		0			
3	C	20	2		1	21	○			168					360,000	0	0			
4	D	42	2		1	20		1	160	8					365,000	25,000	0			
5	E	44	4	15	1	21				168					417,400	10,000	0			
6	F	58	4	15	1	21				168					410,000	0	0			
7	G	52	6		1	19		2	152	16					475,000	0	0			
8	H	36	6		1	21			168						476,000	30,000	0			
9	I	22	6		1	21	○		168						475,500	15,000	0			
10	J	46	50		3	21			168		1,875					315,000	5,000	0		
11	K	28	50		2	21			168						336,000	3,000	0			
12																	0			
※記入における注意事項等																				
注1：労働者記号は、「A」から「K」まであります。 注2：年齢について、令和3年11月10日現在の年齢を記入してください。 注3：労働日数について、該当労働日数(賃金計算期間の労働日数)を記入してください。 注4：賃金計算期間における該当労働者の有給休暇取得時間数を記入してください。 注5：労働時間について、該当労働者の月間所定労働時間を記入してください。 注6：賃金計算期間における該当労働者の有給休暇取得時間数を記入してください。 注7：時間給額について、賃金支払形態が時間給制の場合の時間給額を記入してください。月給制、日給制、出来高制の場合は、記入不要です。 注8：基本日額について、賃金支払形態が日給制(日給月給制を含む)の日額を記入してください。月給制、時間給制、出来高制の場合は、記入不要です。 注9：月額(基本給相当額)については、当該賃金支払日に支払われた基本給の月額を記入してください。 例) 月給制: 月額の基本給相当額(定額)を記入。 ◇ 日給制: 基本日額×月間所定労働日数 ◇ 時給制: 時間給額×月間所定労働時間 ◇ 出来高制: 月間労働日数の出来高額 注10：基準内手当については、家族手当、通勤手当、都市手当、住宅手当等、及び現場手当、役付手当、技能手当、有給休暇手当(日給制の場合)、精勤手当等の合計額を記入してください。 ※この様式により難い場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。																				